

各県立学校長 様

島根県教育委員会教育長  
(学 校 企 画 課)

## 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う学年を絞った出校停止について（通知）

現在、県内において新型コロナウイルスの感染が急拡大しており、保健所においては、感染者の濃厚接触者及び接触者について、幅広く検査し、感染者の早期発見、感染拡大の封じ込めに努めているところですが、一部の地域において、濃厚接触者以外の接触者に対する検査の迅速な実施が困難になりつつあります。

今後の感染拡大リスクの低減と適切な医療提供体制確保のため、知事から、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が50人以上を目安として判断した市町（出雲市、江津市、浜田市、益田市、邑南町）に所在する県立高等学校を対象に、1年生及び2年生の出校停止を実施するよう要請があり、下記のとおり、出校停止を実施することを決定いたしましたので、適切に対応いただくようお願いいたします。

なお、特別支援学校及びその他の市町村に所在する高等学校については、出校停止は行いませんが、令和4年1月18日付け「学校等における感染症対策の徹底等について（通知）」や「新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校運営ガイドライン【高等学校版】（令和3年12月13日時点）」などにに基づき、引き続き、感染防止対策に万全を期していただくようお願いいたします。

## 記

## 1. 出校停止をする高等学校

平田高校、出雲高校、出雲工業高校、出雲商業高校、出雲農林高校、大社高校、  
矢上高校、江津高校、江津工業高校、浜田高校、浜田商業高校、浜田水産高校、  
益田高校、益田翔陽高校  
(以上14校)

## 2. 出校停止をする学年

1年生及び2年生

※3年生（定時制・通信制は、卒業年次生）については、最終学年であること、  
入試・就職活動があることから対象外とする。

## 3. 出校停止をする期間

1月22日（土）から1月31日（月）まで（10日間）

## 4. 出校停止に関する留意事項

- ① 生徒に対しては、出校停止期間中、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすとともに、自宅においても咳エチケットや手洗い等の感染防止対策を徹底することを指導する。
- ② 出校停止期間中における生徒の生活指導及び学習指導等については、「県立学校運営ガイドライン」に基づき、ICTを活用するなどにより、可能な限りの措置を講じる。
- ③ 出校停止期間中の部活動は、全面禁止とする。
- ④ 進路保障のための資格取得試験や検定等に関する対応は、実施して差し支えない。
- ⑤ 島根県公立高等学校入学者選抜（推薦選抜）の追検査（令和4年1月24日）は、予定どおり実施する。
- ⑥ 寄宿舎生については、希望に応じて帰省させてよい。県外生の場合は、特に移動中等における感染防止対策を徹底し、帰寮時は令和3年12月6日付け島教企第944号「県外出身の寄宿舎生の冬期休業中の帰省及び帰寮にあたっての対応について（通知）」と同様の対応とする。